追 加 資 料 まちづくり部

長崎市手数料条例 新設と現行との比較

	手数料の種類	単位	金額	対象事務の根拠 となる法令等
現行	用途地域における建築等許可申請手数料 【公聴会:要 、建築審査会の同意:要】	1 件	18 万円	法第 48 条第 1 項から 第 13 項ただし書き
新設	① 用途地域における日常生活に必要な建築物に関する建築 許可申請手数料 【公聴会:要 、建築審査会の同意:不要】	1 件	14 万円	法第 48 条第 16 項第 2 号
	② 用途地域における建築等許可を受けた建築物に関する増築 等許可申請手数料 【公聴会:不要 、建築審査会の同意:不要】	1 件	12 万円	法第 48 条第 16 項第 1 号